

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 23 年度第 12 号
通 算 第 5 0 9 号
平成 24 年 2 月 7 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

住居手当の見直しについて

1 月 25 日午前 11 時 30 分から正午まで中央公民館 25 号室において、市内の持家に居住する職員の住居手当の廃止及び市内転入者に対する住居手当の加算について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

これまでの交渉に引続き、「市内の持家に居住する職員の住居手当の廃止（平成 23 年 11 月 16 日提案）」及び「市内への転入者に対する住居手当の加算（平成 24 年 1 月 12 日提案）」についての協議を行った。

組合への提案

住居手当について（メモ） [別紙 1](#)

具体的な交渉内容

1 住居手当について

協議の要旨

市内の持家に居住する職員の住居手当の廃止について、6 ヶ月間の経過措置を設ける修正メモを提出し、改めて協議を行った。

組合の主張	当局の回答
新たな加算措置は提案どおり実施するの か。	市内転入者に対する新たな加算措置については、提案どおり平成 24 年 4 月 1 日から実施する。今回の修正内容は、新たな加算措置の実施及び現行の市内持家に対する住居手当の廃止を行う中で、現行の市内持家 6,000 円の支給対象者への経過措置を設けるというものである。

<p>これまでの協議においても、組合としては4級格付け問題の解決を強く求めてきた。この件については、平成25年度からの定年延長の問題とあわせて、平成24年度中に必ず解決するように改めて要求する。</p> <p>さらに、現在の給与削減措置の復元についても早急に協議していきたい。</p>	<p>4級格付けや、定年延長、現給保障措置等の問題を含め、平成25年度以降の取組みについては、来年度早々にも協議を開始したいと考えている。</p>
<p>住居手当については、組合としては、もともと市内と市外とで差を設けること自体に反対であり、市外持家区分の6,000円支給の廃止提案も合意していない。そのような経緯がある中で、持家区分への支給を全廃する提案については、組合として、その諾否を判断する事項には馴染まないものと考えている。</p>	<p>組合の主張は十分理解するが、当局としても組合との合意が基本であるとの姿勢に変わりはなく、本日示した修正提案内容にて再度検討をお願いしたい。</p>

交渉終了後の組合諾否及び今後の方向性

組合側からの諾否通告の際、「この件については、これまでの経緯から諾否に馴染むものではない」として、諾否の表明はなされなかった。

これに対し当局は、「組合が条例提案について反対としていないことから、理解が得られたものと捉え、条例改正に向け事務を進めていく」との意思を表明した。

住居手当について（メモ）

H24.1.25

「市内の持家に居住する職員の住居手当について（メモ）」（平成 23 年 11 月 16 日付け提案）及び「市内への転入者に対する住居手当の加算について（メモ）」（平成 24 年 1 月 12 日付け提案）の内容の一部を次のとおり修正する。

1 修正内容

「市内の持家に居住する職員の住居手当について（メモ）」について、次のとおり修正する。

修正前	修正後
2 実施時期 平成 24 年 4 月 1 日	2 実施時期 平成 24 年 4 月 1 日（ただし、平成 24 年 3 月 31 日時点において、当該月額 6,000 円の住居手当の支給対象となる職員については平成 24 年 10 月 1 日とする。）

2 諾否期限

平成 24 年 1 月 27 日

以 上
(給与担当)